

「丸近の証券総合サービス 約款・規定集」の新旧対照表

2021年12月
(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">第1章 総合取引約款</p> <p>第3節 有価証券取引（注文の受注）</p> <p><u>第10条の1（金融商品取引所による呼値の取消しに伴うご注文の取扱い）</u> <u>金融商品取引所の定める業務規程及び受託契約準則に従い、金融商品取引所のシステム障害等により売買の停止がなされ、委託注文に係る呼値が取り消された場合であっても、売買が再開されるときには、原則として、前条の規定により受託しましたご注文は、そのまま有効な委託注文とみなして再発注するものいたします。ただし、執行条件付き注文（寄り指定注文、引け指定注文又は不成指定注文をいう。）及びエラー注文（取引所障害起因により取引所エラー通知を受信済みの注文をいう。）（以下「執行条件付き注文等」という。）については、再発注いたしません。執行条件付き注文等については、再度お客様のご意思を確認の上、お客様のご指示に従い、新規注文としてお受けするものとします。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2022年1月4日改定</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総合取引約款</p> <p>第3節 有価証券取引（注文の受注）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: right;"><u>2021年4月1日改定</u></p>

以上